

2019年5月28日

各 位

大阪市浪速区立葉一丁目2番12号
株式会社鳥貴族
TEL 06-6562-5333

食中毒事故発生に関するお詫びとお知らせ

この度、当社の鳥貴族カムレードチェーン（以下、「TCC」と言います。）加盟店舗（加盟会社 株式会社 ウイル）である「鳥貴族 我孫子店」（大阪市住吉区）におきまして、2019年5月21日にご来店されたお客様複数名の方から嘔吐・下痢などの症状が発生しました。同店舗は、2019年5月24日より営業を自粛しておりましたが、5月27日付で所轄である大阪市保健所より行政処分を受けることとなりましたので下記のとおりお知らせいたします。

発症されましたお客様には、多大なる苦痛とご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。また、同店舗並びに当社を日頃からご利用いただいておりますお客様及び関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

発症されました皆様に対しては、誠心誠意ご対応させていただくとともに、再発防止に全力で取り組んでまいり所存です。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 食中毒事故の内容

「鳥貴族 我孫子店」（大阪市住吉区）において、2019年5月21日にご来店されたお客様のうち7名（2019年5月28日現在確認数）の方に体調不良の症状があり、大阪市保健所の調査の結果、お客様及び同店舗従業員からノロウイルスが検出されたため、同店舗で感染されたものと判断されました。

2. 行政処分の内容

上記内容を受け、同保健所より同店舗に対して、以下のとおり食品衛生法に基づき営業を停止することを命じられました。

処分店舗：株式会社 ウイル 鳥貴族 我孫子店（大阪市住吉区）

処分理由：食品衛生法第6条第3号違反

処分内容：2019年5月27日から営業停止

3. 再発防止について

当社では、日頃より直営店だけでなくTCC加盟会社に対しても衛生管理と従業員教育等の指導を徹底してまいりましたが、この度この様な食中毒事故が発生させたことにつきまして、改めて深くお詫び申し上げます。

今般の処分を厳粛に受け止め、以下のとおり再発防止に取り組み、食の安心安全の確保に一層の万全を期してまいります。

- (1) 鳥貴族 我孫子店（大阪市住吉区）の店舗清掃、除菌消毒の実施
- (2) 当社及びTCC加盟会社の従業員全員に対する食材の取扱い及び調理時の衛生管理の再徹底
- (3) 当社及びTCC加盟会社の従業員の健康管理チェックの再徹底
- (4) 上記を含めた衛生管理マニュアルの遵守徹底

以 上

【この件に関するお問い合わせ先】

鳥貴族 我孫子店お客様窓口

担当：株式会社ウイル 近藤（コンドウ）

電話番号：090-7768-9735

受付時間：午前10時～午後6時